

(案)

令和6年度環境再生事業等の理解醸成等に関する イベント企画運営業務仕様書

1. 業務の目的

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が成立し、平成24年1月1日に施行された。

本業務では、本特措法及び関連する法令等に基づく取組（福島県をはじめとする関係各県で実施されている除染や特定廃棄物の処理等の事業等。以下、「環境再生事業等」という。）の実施に当たって、その取組に係る計画や環境再生事業等の進捗について、イベントによって最新かつ正確な情報を解り易く適切な方法により周知することを通じて、環境再生事業等を円滑に実施するための国民の理解を得るとともに、除去土壌の再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成や原子力災害による風評被害の払拭に努めることを目的とする。

2. 業務の内容

業務の目的を達成するため、環境再生事業等を取りまく社会情勢を踏まえ、環境再生事業等の理解醸成に関する取組を企画し、実施することとする。

業務の実施に当たっては、環境再生事業等と風評被害の払拭に資する施策を一体として広報することに留意し、特に、重点的に除去土壌の再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成を図ること。

具体的な業務については、以下の「1）環境再生事業等における理解醸成に向けた取組」、「2）環境再生事業等の理解醸成等に関する効果の検討・検証」に挙げるが、これらに限定するものではなく、情報の受け手のニーズの分析、これに応じた適切な啓発・普及方法に関する企画を検討し、柔軟に実施するものとする。

また、これらの業務の実施に当たっては、以下の「3）業務の企画・実施の留意事項」を満たすこと。

1) 環境再生事業等における理解醸成に向けた取組

(1) 除去土壌の再生利用・福島県外最終処分等の取組への全国的な理解醸成に係るコミュニケーション

除去土壌の再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成に向けた取組を実施すること。実施に当たっては、環境省担当官と協議の上、必要な調整を実施して、その運営を行うこと。企画に当たっては、これまでに実施してきた取組との関連性に留意しつつ、以下の①～③の取組を中心に実施すること。

①～③の取組に関する登壇者や有識者（1回当たり2名程度を想定）に対し、謝金

(案)

(1名1日当たり17,700円、数日間に渡るイベントの場合は、1日分のみを想定)を支払うこととし、旅費については国家公務員の旅費に関する法律等に準じて支払うこととする。

①「福島、その先の環境へ。」シンポジウムの実施

3月11日という節目に、福島県民・福島に対して関心の高い方を中心に、福島県の環境再生と未来についてともに考える機会とすることを目的として、シンポジウムを実施すること。1年を通じて実施した理解醸成施策の最終成果報告の場ともすること。

実施内容は、環境省から活動報告として環境省の発表を実施し、登壇者からの活動状況等の報告や、登壇者も交えたパネルディスカッション等を実施すること。開催場所は福島県内として100名規模の会場での開催を想定している。当日の様様については、録画を行い、今後の広報素材等に活用できるよう編集等を行うこと。なお、録画の電子データは、環境省担当官の指示に基づき可能な限り速やかに「4.成果物」の記載事項に従って、提出すること。

なお、より多くの方が参加できるように、対象とする人や開催場所に応じて、新聞社、Webメディア、テレビ等とのタイアップ(1回程度)やデジタル広告等を使用して効果的・計画的に広告の掲載を実施するとともに、事後採録を掲載すること。

②学生など次世代の若者に対するワークショップ

次世代の若者を対象として、環境再生事業等に関する事前学習のための講義、福島県の現地でのフィールドワーク、フォローアップ講義を実施すること。有識者の意見も交えながら業務を実施すること。

現地でのフィールドワークについては、参加学生を各回30名程度とし、2泊3日で年12回程度実施を想定し、参加学生の旅費(全国から(2~1級)を想定)を支給すること。また、現地の移動は主にバスでの移動を想定している。加えて、より多くの方が参加できるように、対象とする人や開催場所に応じて、Webメディア、テレビ等とのタイアップ(1回程度)やデジタル広告等を使用して効果的・計画的に広告の掲載を実施するとともに、事後採録を掲載すること。

③福島県内外でのイベントの実施

除去土壌の再生利用・県外最終処分等に対する理解醸成を目的に一般の方を対象としたイベントを福島県内外で10回程度実施すること(福島県内で2回程度、福島県外では関東近郊を6回程度、それ以外の地域を2回程度の開催を想定しているが、環境省担当官と協議の上、決定すること)。イベントの実施に当たっては、イベント主催者との調整、イベントブースの設営及び運営・管理を行うこと。イベントでの展示内容については、主に環境省の保有するパネルの展示や、映像の放映を想定している。また、環境省担当官の指定する場所に必要な物品等を発送すること。

(2) 環境省支援業務

(案)

- ① 環境再生事業等を実施する上で発生する会議等の取材や企画・運営などを実施すること。環境省政務が出席する会議等を想定し、会場の準備、会議の運営補助、記録の作成等を実施すること。会議室は50名規模の会議室を用意し、記者含め25名程度の参加を想定している。(年3回程度実施)
- ② 環境再生事業等に対する風評・風化対策のために実施する、学生を対象とした環境大臣賞等の表彰制度に関する広報(作品募集に関する広報や受賞作品を紹介するような広報を想定)を実施すること。また、受賞者決定のための審査会(1回程度)を実施するため、審査会会場(福島市内、20名規模の会議室を想定)の準備、審査会の運営補助を行うこと。審査委員に対し、謝金(1名1日当たり17,700円で1回当たり4名を想定)及び旅費(関東圏内から(6~3級)を想定)を支給すること。

審査会実施後、表彰状授与式及び受賞者(20名程度を想定)を対象とした環境再生事業等の現場を巡る現地見学会をそれぞれ1回程度実施すること。表彰状授与式(会場は100名規模を想定)において、表彰状授与者に対し、謝金(1名1日当たり17,700円で1回当たり1名を想定)及び旅費(関東圏内から(6~3級)を想定)を支給すること。現地見学会については、見学先の地域の方との対話の機会を設けることとし、見学先の地域の方に対する謝金(1名1日当たり17,700円で1回当たり1名程度を想定)や受賞者に対する旅費(関東圏内から(2~1級)を想定)を支給すること。現地の移動は主にバスでの移動を想定している。

2) 環境再生事業等の理解醸成等に関する効果の検討・検証

(1) 環境再生事業等における理解醸成に向けた各取組の効果の検討・検証

環境再生事業等の理解醸成等に関して実施する1) (1) ~ (2) の各取組について、それぞれの取組の効果を可能な限り定量的に把握する適切な手法を検討すること。また、各取組の改善方策や、新たな取組等についても検討すること。

(2) 今後の環境再生事業等に関する理解醸成方策の検討

(1) で整理した各取組の効果や改善方策等に加えて、「令和3年度環境再生事業等の普及啓発に関する効果検証業務」、「令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」において実施した各種取組の効果検証、風評の構造分析、風評払拭方策の検討等の結果を踏まえ、今後の環境再生事業等における効果的・効率的な理解醸成方策を、今後見込まれる事業フェーズごとに具体的に検討・提案すること。

3) 業務の企画・実施の留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、環境省の目的・意図及び既存の情報をよく理解しつつ、情報の受け手の情報ニーズを把握・分析して、そのニーズに合致し、情報の受け手の

(案)

目線で分かりやすく提供することを旨として、そのための体制を整備すること。この際、情報の受け手については、一般国民、関係自治体の首長、周辺の住民等、様々な対象毎に分けて検討すること。

- (2) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、事後アンケートの実施等により情報の受け手からの意見を常に受け、それに基づく改善を提案し必要に応じて実施すること。
- (3) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、個別の内容・方法を有機的に連携させ、相互に活用して効果及び効率の向上を図るとともに、メディア別の特質を相互に補完すること。
- (4) 啓発・普及・情報提供の内容の総体及び細部について、環境省及び政府全体の施策等との一貫性を持たせるよう常に配慮し、内容等の更新・充実に反映するとともに、環境省が実施している他の業務との連携を図ること。
- (5) 環境省担当官からの要請に応じて、迅速に資料の作成等を行うことができる体制を整えること。また、本業務に関する担当者を環境省担当官が指示する場所に出頭させる等、環境省担当官との連絡調整業務を行うことができる体制を整えること。
- (6) 業務実施に当たっては、環境省担当官と協議の上、実行すること。

3. 業務実施期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

4. 成果物

紙媒体：報告書 6部（A4版、100ページ程度、くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添1によること。

提出場所：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付
福島再生・未来志向プロジェクト推進室

提出期限：令和7年3月31日（月）

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(案)

- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき

(案)

きは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和3年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」、「令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室 (TEL：03-3581-2788)

- (4) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達への推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(基本方針)

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(案)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「「 」」→「' 」」、「ー」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010(バージ

(案)

ョン14)」以降で作成したもの)

- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。